

前期の行動計画に引き続き、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年8月1日～平成30年7月31日までの2年間

2 内容

(1) 目標1

第一期の行動計画で定めた3歳に満たない子を養育する職員が希望した場合の超過勤務免除制度、さらに小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が希望した場合の夜勤の制限及び育児短時間勤務の承認制度を引き続き適切に運用する。

<対策>

平成28年8月～ 財団ホームページでの公表、社内メールによる全職員への周知

平成28年度中 制度についてまとめたリーフレットを職員に配布し実効性を高める

(2) 目標2

計画期間中において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が希望する場合に、所定外労働時間を1ヶ月につき20時間、1年につき120時間までに制限する制度を引き続き適切に運用する。

<対策>

平成28年8月～ 財団ホームページでの公表、社内メールによる全職員への周知

平成28年度中 制度についてまとめたリーフレットを職員に配布し実効性を高める

(3) 目標3

計画期間中に、新宿区立中学校の生徒に対する職場体験、大学生に対するインターンシップ等の職業体験機会を合計5回以上提供する。

<対策>

平成28年8月～ 中学校生徒の職場体験、大学生のインターンシップ等の希望の取りまとめ

学校または学生との日程・内容の調整及び計画的実施

(4) 目標4

現在水曜日と金曜日に設定されているノー残業デーの徹底等、所定外労働の削減活動を実施する。

<対策>

平成28年8月～ ノー残業デーの制度について職員に通知し、実効性を高める

各課管理職が、各職員の月別所定外労働時間数を管理する